静岡茶共同研究会規約

第一条（名称）この団体は「静岡茶共同研究会」とする。

第二条（所在地）この団体を次の住所地に置く。

静岡県袋井市浅羽1246-5

第三条（目的）静岡の茶業と茶文化の共同研究と発信による地域振興を目的に、茶文化の実践者や専門家だけでなく、茶業と直接関わらない専門の研究者と茶業関係者とがお互いの知識や情報を共有し、日本茶の拠点としての静岡を学び、発信する。

第三条（構成員）茶文化実践者、茶の研究者、茶業者、茶の文化振興と研究活動に興味のある一般市民からなる会員で構成する。

第四条（設立年月日）2013年7月1日

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

静岡県袋井市浅羽1246-5

代表者　吉野亜湖